

先進的介護伴走支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名称

先進的介護伴走支援事業業務委託

2 委託業務履行期間

契約締結日から2025年（令和7年）3月31日まで。

3 委託業務の目的・概要

本業務は、市内介護施設等（以下、「各施設」という。）の生産性向上を目的として、介護ロボット・ICT 機器、導入方法やオペレーション改革等に関する知識・実用経験を備え、各施設での取組の過程で発生する様々な課題を解決し、他の職員等をリードしていくことができる職員を育成することを目的として、各種業務を実施するもの。

4 事業実施の対象（予定）

介護職員等（以下、対象職員という。） 10人程度

※対象職員は、委託者及び受託者協議の上決定する。

5 委託業務内容

受託者は、次に記載する業務及びそれらに付随する業務を行うものとする。

（1）人材育成業務

本業務では、各施設において、生産性向上に資する取組を実施するにあたり求められる、介護ロボット・ICT 機器等（以下、「各種機器」という。）及びその導入方法等に関する知識・実用経験を備え、各施設での取組の過程で発生する様々な課題を解決し、他の職員等をリードしていくことができる職員を育成することを目的として、次のプログラムを実施する。

ア 各種機器の活用を前提とした座学研修の実施

受託者は、対象職員に対し、各種機器の活用を前提とした介護及び業務改善手法についての座学研修を行う。

イ 対象職員に対する実務研修の実施

受託者は、各種機器の現場での活用方法を学ぶことを目的として、高度に生産性向上を実現した施設等における実務研修（インターシップ等）を2日間以上行う。

ウ 結果報告

受託者は、実施した人材育成業務について、その実施内容等を記載

した報告書を作成する。

(2) フォローアップ業務

本業務では、(1) 人材育成業務に参加した対象職員が、所属する各施設において生産性向上に取り組むにあたり、発生した課題等に対するアドバイスや解決策の提示等を行い、各施設における取組をスムーズに推進させることを目的として、次の業務を実施する。

ア 定期ヒアリングの実施

受託者は、各施設における生産性向上の取組が、滞りなく実施されているかを確認するために、研修プログラム終了後、概ね1か月経過時点及び3か月経過時点(目安)において、対象者に対してヒアリングを実施する。なお、受託者及び対象職員の協議のうえ、別途期日を設定し実施することも差し支えない。

イ 随時対応の実施

受託者は、対象職員からの問合せ等に対して、専門的知識を有する立場から、可能な限り対応すること。ただし、本業務の目的を逸脱した問合せに対応することまでを求めるものではない。

ウ 結果報告

受託者は、実施したフォローアップ業務について、その実施内容等を記載した報告書を作成する。

(3) 共通事項

受託者は、各業務で使用した資料、作成した報告書等を成果物として委託者へ納品する。

6 成果物

本業務において納品する書類等については次のとおりとする。

- (1) 業務報告書：A4判・ファイル綴じ・2部（本業務で使用・作成した資料すべてを含む書類を整理して添付すること）
- (2) 上記成果物のデータ：CD-R等2部（2部（正副）ともに業務報告書に綴じ込み）

データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）についても格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint等）で原稿及びその添付図（グラフ・図形・写真等）、根拠資料等一式を納入するものとする。データは整理してWindows対応の電子媒体（CD-R等）に格納するものとする。

7 支払方法

業務委託完了検査後、一括払いとする。

8 実施体制

- (1) 受託者は、委託者との情報共有、進捗・課題管理を行う業務責任者を配置すること。
- (2) 受託者は、業務を実施する担当者については、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、特別な事情がない限り、固定化するよう努めること。なお、委託者が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を検討すること。
- (3) 業務場所は特定の場所を定めない。業務を実施するにあたり合理的と判断される場所を委託者、受託者協議のうえ定め、円滑な業務実施に努めるものとする。なお、業務場所の確保にあたり会場借料等の費用が発生した場合は、これにかかる一切の費用を受託者が負担すること。

9 留意事項

- (1) 対象職員が人材育成業務へ参加するにあたって発生する交通費、宿泊費等の実費については、各施設又は対象職員が負担するものとし、受託者の負担は発生しない。ただし、実施場所の選定の際は、各施設及び対象職員に過度な負担となることがないように、委託者及び受託者協議のうえ、決定すること。
- (2) 各施設における生産性向上の取組実施にあたり、導入が必要となる機器等の費用について、これにかかる一切の費用は各施設が負担するものとし、受託者の負担は発生しない。
- (3) 受託者は、本業務実施に際し発生した事故を補償するため必要となる傷害保険等に加わるとともに、事故発生時にはすべて受託者の責任において、補償等の対応を行うこと。ただし、導入機器の製造元等その責を負うべきものが別に存在する機器に起因する事故等はその限りではない。

10 協議事項

本業務を遂行するにあたって必要な事項や疑義が生じた場合については、委託者及び受託者協議の上決定する。

11 その他

- (1) 委託者は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることがで

- きるものとし、受託者は、その求めに応じなければならない。
- (2) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせてはならない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
 - (3) 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。
 - (4) 受託者は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に定めるもののほか、藤沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第4条及び第5条の趣旨並びに藤沢市職員サポートブックの内容を踏まえ、障がい者に対する適切な対応を行うこと。
 - (5) 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること。

以 上
(以下余白)